

令和 6 年第 4 回定例会議案説明資料

1	議案第 116 号 令和 6 年度千葉市一般会計補正予算（第 5 号）中所管 道路整備事業ほか P 3
2	議案第 123 号 千葉市道路占用料条例の一部改正について P 5
3	議案第 124 号 千葉市河川管理条例の一部改正について P 7
4	議案第 125 号 千葉市法定外水路条例の一部改正について P 9

**令和6年度千葉市一般会計補正予算（第5号）中所管
道路整備事業ほか**

1 繰越明許費の補正

(1) 補正理由及び補正額

814,000千円

(うち土木部31,000千円、道路部783,000千円)

(単位：千円)

No.	事業名	内容	補正額	理由
1	道路整備事業	園生町71号線 道路整備工事 ほか	484,000	・地権者等との調整に不測 の日数を要したため
2	橋りょう維持 事業	橋りょう補修工事 (小谷橋 ほか)	31,000	・入札不調により年度内で の完了が困難となったため
3	街路事業	千葉寺町赤井町線 (松ヶ丘町地区) 街路築造工事 ほか	299,000	・地権者等との調整に不測 の日数を要したため
合計			814,000	

(土木部 土木管理課)

議案第123号**千葉市道路占用料条例の一部改正について****1 改正理由**

本市では、道路法第39条第2項に基づき、道路占用料の額及び徴収方法に関して、千葉市道路占用料条例で必要な事項を定めており、額については本市の固定資産税評価額などに基づき算出している。

令和6年度に評価替えした固定資産税評価額などを基に占用料を試算したところ、単価の変動が認められたことから、本市の土地価格を道路占用料に適正に反映させるため、道路占用料単価を改定するなど、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 本市の令和6年度の固定資産税評価額などに基づく道路占用料単価の改定
- (2) 占用物件として、「災害応急対策施設等」を、国に準じて追加

(参考) 道路占用料新旧対照表 (主な占用物件)

物 件	単 位	改定前	改定後	差額
第2種電柱	1本／年	1, 800円	1, 900円	100円
地下埋設管(外径7~10cm未満)	1m／年	64円	65円	1円
〃 (外径10~15cm未満)	1m／年	96円	97円	1円
看板	1m ² ／年	6, 500円	6, 400円	△100円
足場等	1m ² ／月	650円	640円	△10円
災害応急対策施設等	1m ² ／年	新設	※A×0.031円	—

※A : 近傍類似の土地の時価

3 条例改正による影響額

令和7年度 試算		増減額 (C) (B-A)	増減率 (C/A)
改定前 (A)	改定後 (B)		
871, 769千円	881, 378千円	9, 609千円	1.1%

4 施行期日

令和7年4月1日 (予定)

(下水道企画部 総合治水課)

議案第124号**千葉市河川管理条例の一部改正について****1 改正理由**

本市では、河川法第100条第1項の規定に基づき、市長が指定した河川（準用河川）敷地内の土地占用料の徴収に関して、千葉市河川管理条例で必要な事項を定めている。

千葉市河川管理条例における河川敷地内の土地占用料は、「千葉市道路占用料条例」などにより規定されている占用料の額に準じて定められている。

この度、千葉市道路占用料条例の一部を改正することから、千葉市河川管理条例の一部を改正するものである。

2 改正内容

千葉市道路占用料の改定による、河川敷地内の土地占用料の改定を行う。

(参考) 河川敷地内の土地占用料新旧対照表 (主な占用物件)

物 件	単 位	改定前	改定後	差額
第2種電柱	1本／年	1, 800円	1, 900円	100円
地下埋設管(外径7～10cm未満)	1m／年	64円	65円	1円
〃 (外径10～15cm未満)	1m／年	96円	97円	1円

3 条例改正による影響額

令和7年度 試算		増減額 (C) (B-A)	増減率 (C/A)
改定前 (A)	改定後 (B)		
97, 545円	97, 870円	325円	0.3%

4 施行期日

令和7年4月1日（予定）

(下水道施設部 下水道維持課)

議案第125号

千葉市法定外水路条例の一部改正について

1 改正理由

本市では、国有財産特別措置法第5条の規定に基づき、譲与を受けた水路敷地などの占用料の徴収に関して、千葉市法定外水路条例で必要な事項を定めている。

千葉市法定外水路条例における水路敷地占用料は、「千葉市道路占用料条例」及び「千葉市河川管理条例」により規定されている占用料の額に準じて定められている。

この度、千葉市道路占用料条例の一部を改正することから、千葉市法定外水路条例の一部を改正するものである。

2 改正内容

千葉市道路占用料の改定による、水路敷地占用料の改定を行う。

(参考) 水路敷地占用料新旧対照表 (主な占用物件)

物 件	単 位	改定前	改定後	差額
第2種電柱	1本／年	1, 800円	1, 900円	100円
地下埋設管（外径 7～10cm 未満）	1m／年	64円	65円	1円
その他のもの（工作物を設置する場合）	1m ² ／年	2, 100円	2, 200円	100円

※その他のもの（工作物を設置する場合）とは、主に水路上に架橋して出入口として利用する場合をいう。

3 条例改正による影響額

令和7年度 試算		増減額 (C) (B-A)	増減率 (C/A)
改定前 (A)	改定後 (B)		
3, 514千円	3, 665千円	151千円	4.3%

4 施行期日

令和7年4月1日（予定）